

令和元年度 第4回 野辺地町新庁舎建設等検討委員会 議事録

【詳細版】

日 時 令和2年3月5日（木） 午後1時29分～午後2時27分

場 所 野辺地町役場 第3会議室

〈 出席者 〉

野辺地町新庁舎建設等検討委員会委員

委員長	野辺地町自治会連合協議会	会長	戸澤 栄
副委員長	野辺地建設業協同組合	理事長	手間本 興家
委員	野辺地町議会	議員	江渡 正樹
委員	野辺地町議会	議員	岡山 義廣
委員	野辺地町社会福祉協議会	会長	柴崎 民生
委員	野辺地町障害者福祉会	会長	能登谷 秀雄
委員	野辺地町商工会青年部	部長	古林 和之
委員	野辺地町商工会女性部	部長	村木 亜弓
委員	ゆうき青森農業協同組合 野辺地支店	支店長	松尾 隆史
委員	野辺地町漁業協同組合	代理理事長	山縣 勝彦（欠席）
委員	（一財）野辺地町観光協会	常務理事	乙部 和弘
委員	野辺地町連合 PTA	会長	沼端 宣子（欠席）
委員	野辺地町教育委員会	教育委員	野坂 幸子
委員	エボシ建設業協会	会長	井口 豊次
委員	青森県建築士会 野辺地支部	支部長	山崎 貢
出席者計	13人（欠席2人）		

野辺地町

財政課	秋島課長、西館調整監
建設環境課	古林課長補佐、柴崎主査
総務課	佐々木総括主査
出席者計	5人

【事務局 西舘】

定刻となりましたので、ただいまから、第4回野辺地町新庁舎建設等検討委員会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、財政課の西舘と申します。よろしくお願いいたします。

なお、山縣委員が所用のため欠席となっておりますので、御報告いたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

はじめに、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

事前に郵送しました、次第、資料1 前回会議の振り返り、資料3 庁舎建設基本構想(修正案)、資料4 答申書(案)、本日追加で、机にお配りしました、資料2 前回議事録、資料5 比較資料(新町地区)、以上が本日の資料となりますが、過不足等がありましたら、お申し出ください。

【戸澤委員長】

早速ですけれども、次第に従いまして、議事を進めます。まず、前回2月26日の検討委員会の振り返りについて、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局 西舘】

手元を見ながらになりますので、座って説明させていただきます。

資料1、前回の会議の振り返りです。

1から4は日時等ですので割愛し、中ほどの、5 主要事項です。

- ①前回の会議内容を確認した
 - ②事務局から「宿題となっていた防災無線の移設費用」、「基本構想の更なる修正」、「基本構想に記載すべき事項」等について説明があった
 - ③前回の会議で委員から「町長の意向を確認してほしい」と依頼されていた事項、主にコストについて、会議中に事務局から報告があった
 - ④基本構想後半に記載する概算事業費等を積算するために示された4つのパターンから、どれをベースにするか、また用地買収をどの範囲で計画するかについて協議し、2者から用地を取得するパターンとして、困難な場合はもう1者からの取得も検討するという方向で基本構想修正案を作成していくこととした
 - ⑤延床面積は、3,000㎡以内を目標と記載することにした
 - ⑥次回会議開催は、3月5日、本日ですね、とした
- 以上が振り返りとなります。

次に、資料2、前回議事録ですが、休憩中がどこからどこまでなのか、確認したいです。

前回、休憩中の発言があり、１３ページのところで、「暫時休憩をします」と入ってから１８ページの上で「正式に再開します」と言っていて、この間に１６ページに「さて、そろそろまとめましょうか」と再会している節もありますので、この間を休憩中として全部削除して公開用等の作成をしてよいとお伺いします。

【戸澤委員長】

いま、事務局から説明がありました。委員長の進め方に不手際があったかもしれません。再開時期についてどのようにいたしますか。

このままでよいですか

【江渡委員】

１８ページにある「正式に再開します」から再開でいいのではないですか。

【戸澤委員長】

ということで、この意見でよろしいですか。

（「はい」という声あり）

それでは、このように決定します。

【事務局 西館】

１３ページの下から１８ページまでを休憩中として議事録を作成させていただきます。資料１と２は以上となります。発言者が違う、発言内容に誤りがありましたらお知らせください。

【戸澤委員長】

次に新庁舎の基本構想の再検討について事務局から説明をお願いします。

【事務局 西館】

本日の新庁舎建設基本構想の再検討の内容は、基本構想（修正案）の確認作業と答申書（案）の協議になります。

基本構想（修正案）について説明しますので、資料３をご準備ください。

資料３は、これまで皆様がお話ししてきた会議の内容を反映して修正案の原稿を作成しました。これを１ページずつ確認していきまして、直すところがあれば次回までに事務局で修正して、答申書に添えるものに形を整えていきたいと考えております。

それでは１ページ目を説明します。こちらは表紙になりまして、当初の作成年月と修正した

年月が入ります。

裏に行きまして目次になります。目次はタイトルやページの番号に合わせて作成しますので、事務局に委ねてくだされば調整したいと思います。

1 ページに入ります。1 ページには当初の基本構想案の作成についてのが書かれておりまして、上の3分の1は庁舎の現状が書いてあります。中ほどの3分の1くらいは、着手していない理由が主に書かれています。下の3分の1は平成29年度の取り組みで、基本構想の1回目を作っていましたということを書いてありますので、赤字になっているところもありますが、あまり弄らなくてもいいかと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

【戸澤委員長】

いかがですか、いまの事務局の説明で。

(「はい」という声あり)

では、そのまま進みます。

【事務局 西館】

2 ページ目に行きます。こちらは今年度、全面的に入れたページで、最初に作った基本構想を修正していますということを書いてありますが、上の1段落は一から見直すことになりましたということが書かれてあります。2 番目の所はアンケートを実施してこのような形になったということが書いてあります。下の半分くらいは、この委員会による基本構想の修正をどのように進めているのか書かれてあります。概ね内容は大丈夫かと思いますがいかがでしょうか。

【戸澤委員長】

気が付いたところがあれば。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

では、次お願いします。

【事務局 西館】

3 ページ目に入ります。上の3分の2くらいは平成29年度にどういう体系図で基本構想を作ったかという図があります。下の3分の1の赤いところになりますが、今回の体系図といまやっている内容を図にしたものになります。こちらはたぶん問題ないかと思いますがよろしいですか。

（「はい」という声あり）

4 ページ目に入ります。ここには現庁舎の現状が書かれてあります。上には5回の増改築がされたと書いて、中ほどに表があります。表の中で土蔵のところは平成30年5月に認定された日本遺産構成文化財のことを書き加えたくらいで、他は平成29年と変えずにそのままにしております。こちらは大丈夫でしょうか。

【戸澤委員長】

よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

【事務局 西舘】

それでは、5 ページに入ります。こちらは現庁舎の問題点を5点にまとめて書いてあります。平成29年度から庁舎の大きな改修は行っておりませんので、問題点はそのままになっておりますので、何も触れていませんがよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

次に6 ページ、7 ページに基本方針の中の耐震安全性の目標と分類が書いてあります。概ね目標のところを（国土交通省で）どのようになっているか貼り付けているだけです。最後の7 ページの一番下のところで、構造体をⅡ類、建築非構造部材をA 類、建築設備を甲類として検討すること、を前回と同じ内容で目標とします。改正等がないか事務局でチェックしますが、6、7 ページもこのとおりでよろしいでしょうか。

【戸澤委員長】

よろしいですね。

（「はい」という声あり）

【事務局 西舘】

それでは8 ページに入ります。新庁舎の機能の基本方針を書いてあります。前回、平成29年は6項目でしたが、今回は7項目に増やしてあります。8 ページの6項目は変わっていませんが、緑で書いてあるところで、①防災拠点としての機能を備えた庁舎のところに駐車場のことを書いてあります。緊急車両等想定台数として、消防本部から最後のバス2台まで台数を書いてあります。これは地方債の取り扱いがありまして、一般のお客様用だと地方債の

対象になりませんが、緊急車両等のために整備する面積であって、災害以外のときはお客様に供する形だと地方債の対象になるので、こちらにも書き入れてさらに防災計画でもこの台数を想定して書き入れておくと、有利な財源が措置されます。

②は誰もが利用しやすい庁舎、③が環境保全対策及び省エネルギーに配慮した庁舎、④が総合的にコストバランスのとれた庁舎、⑤が開かれた議会施設を有する庁舎、⑥は、前は駐車スペースの確保とだけ書いていましたが、十分な駐車スペースを備えた庁舎と他の項目と一緒に「何々な庁舎（という表現に）」に合わせてあります。

この８ページに関しては大丈夫でしょうか。

（「はい」という声あり）

９ページに進みます。一番上の⑦が新しく追加したものになりますが、周辺地域の利用状況等に配慮した庁舎で、庁舎敷地の出入り口は、児童・生徒等の通学路になることが想定される、或いは行在所にお客様が来るので事故防止のために駐車スペースを整備するといったことを考えて庁舎を作りましょうという意味で⑦を加えております。

中ほどに、４ 建設規模と場所がありまして、こちらは概ね地方債同意等基準運用要綱に何と書いているか転記しているだけです。この前改正があった３５．３㎡から４０．８㎡がありますが、字句等は転記しているものなので、上の⑦が大丈夫であればいいかと思います。こちらは大丈夫でしょうか。

【戸澤委員長】

⑦についてどうですか。付け加えること、ご意見がありましたら。

【江渡委員】

そのまま書いていいのではないですか。

【戸澤委員長】

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

【事務局 西館】

途中で気が付いても、最後に（全体を振り返って）お話しする機会がありますので。

それでは１０ページに進みます。

次は職員数になります。平成２９年度はその時の職員数で書いておりましたが、いまの令和２年１月１日現在に置き換えて職員数を載せてあります。一部、臨時職員という表記を会計

年度任用職員と後で改めますが、職員数としては正職員が126人、再任用・臨時職員が36人で162人います。地方債の対象となる入居職員数は、下の計算式のところで101人となります。101人から延べ床面積を算定すると4,120㎡となることが書いてあります。このページは大丈夫でしょうか。

【戸澤委員長】

だんだん専門的になってきましたけれども。

【江渡委員】

これは国の基準からすれば、これまでは可能ですよということですよ。

【戸澤委員長】

そういうことです。

【江渡委員】

ただ、当委員会では3,000㎡以下とするということですね。

【事務局 西館】

そうですね。10ページの上限とこの後出てくる面積のところで3,000㎡以下と出てきますので、13ページですかね。

【戸澤委員長】

はい。

【事務局 西館】

ではこのページはいいことにして、11ページに行きます。

こちら執務室等の面積の算定について、先ほど言っていた国の要綱に定めてあることから転記していることが多くなっております。上の半分はその要綱で、表6は当町の先ほどの人数から計算していくとこのような結果となり、ここも規則的にやったことなので、先ほどの表4を認めていただければこれをお願いしたいです。

【戸澤委員長】

はい。

【江渡委員】

異議なし。

【事務局 西館】

12ページになります。上の4行くらいも同じ続きになります。5行目から基本方針になりまして、窓口業務に係る担当課を集約し、1階に配置するというふうになっておりますので、それに基づいて各階に配置する課等を書いております。下の表7で1階、2階、3階に概ねこのような課を割り振っていきますよとなっておりますが、これで大丈夫でしょうか。

【戸澤委員長】

まあ、これ1つの案だから。

【事務局 西館】

はい。実際に設計すると、この課が実際この階に行かないというのがありますので。構想としてはこのくらいに割り振るということで進みます。

13ページに入ります。こちらは諸室の面積の算定になります。会議室や電話交換室、便所、洗面所、玄関、広間、廊下や通行できる部分の出し方のルールをいろいろと書いてあります。表8はその出し方に則っていくとこのような計算になるというのがありまして、中間の4.5です。これでいきますと延べ床面積が3,710㎡と大体積算されます。表9に書いてありますが、概ね1階、2階、3階とも大体1,200㎡余りとなりまして、合計は先ほど言った3,710㎡です。一番下が大事になりますが、コンパクトな新庁舎を実現するために、設計において効率的配置に努め、2割程度の面積縮減を検討することとし、新庁舎の延床面積は3,000㎡以内、この「以内」の緑の所は前回の会議の内容を受けて足しました。それで建築面積は1,100㎡以内を目標値としますということで結んでおります。13ページはいかがでしょうか。

【戸澤委員長】

ここまでよろしいですね。

【江渡委員】

はい。

【戸澤委員長】

次に進みます。

【事務局 西館】

14ページには公用車の車庫や倉庫についてのことが書いてあります。車庫や倉庫に関しては、先ほど、地方債上の資格面積が4,120㎡と10ページで出ましたが、13ページ

の目標 3, 0 0 0 m²を本庁舎に使うこととして、残り 1, 1 0 0 m²で車庫と倉庫を効率的に設計していくことになりますということが書いてあります。その下の表 1 0 には公用車の台数が載っておりまして、このうち 1 0 台を車庫に入れることにしますので、1 0 台掛ける 2 5 m²で大体 2 5 0 m²が車庫の建築面積になるかと。残りについては倉庫などに整備することが書いてあります。このページは大丈夫でしょうか。

(「はい」という声あり)

【戸澤委員長】

はい、次。

【事務局 西館】

1 5 ページになります。このページには重要なことが書かれておりますので読みます。新庁舎の建設候補地のことが書いてあります。

(1) として建設候補地の選定。

町民アンケートの場所の設問の集計結果で過半の支持を得て最多となった現在役場がある「本町地区」が、町民に最も望まれる場所であると位置づけ、新役場庁舎の建設候補地とします。

なお、今後、「本町地区」での建設計画・設計を進めるにあたって重大な課題がある場合などには、改正前基本構想の検討結果で第 1 候補地となり、町が用地を取得した野辺地中学校南側の「新町地区」での建設について検討することとします。

というくだりがあって、以下、2 つの地区を比べて、前回の基本構想にも書いてあることですが、野辺地町の人口重心から 5 0 0 m の範囲だとか、海拔は 1 5 m 以上あって浸水の危険性はない、道路接続にも大きな問題はないし、行政機関や学校、金融機関、商店などが近くて町民の移動を大きく変化させるなど、そのようなことはないということが書かれて、図があるページになります。

こちらは…

【戸澤委員長】

いかがですか。

【江渡委員】

なし。いいです。

【戸澤委員長】

よろしいですか。

【江渡委員】

はい。

【戸澤委員長】

大事なところですよ。

【江渡委員】

はい。

【戸澤委員長】

では、異議なしということで進めてください。

【事務局 西舘】

16ページに入ります。

16ページの図4は、いま役場がある本町地区の図になりますが、前回の会議で購入予定を3者から2者へ変更しましたので、そちらの分、水色に塗っているところが減っております。図5は新町地区の購入してしまった土地の図になります。

下のほうですが、建設候補地の土地の状況ということで、先ほどまでの想定では新庁舎の建築面積がおおよそ1,100㎡くらい、車庫・倉庫で500㎡ちょっと使って、来庁者用の駐車場100台で2,500㎡となっておりましたので、4,100㎡以上の用地が最低でも必要ですよ、ということが書いてあります。

次のページからはその比較が入ります。16ページは2者からの購入ということでこのような形になりましたが、よろしいですか。

【戸澤委員長】

もう図だからこれ。

【事務局 西舘】

次のページでそのことも書かれているので。

図として16ページは送って、17ページを読んでから16ページについて（の御意見）でもいいので。17ページになります。表11は敷地面積で利用できる面積を右に書いてありますが、本町地区では2,790㎡、新町地区では7,860㎡あります。表12は取得する予定の土地で、前回の会議を反映して、中ほどの取得する予定の土地の面積が2者の場合ということで1,720㎡、これを加えると4,100㎡以上の4,510㎡にはなります。表13は用地取得費の想定ですが、こちらは2者の場合になりますと土地のほうが

3, 550万円くらい、建物補償等が1, 150万円くらい、合計で4, 700万円くらいになります。

一番下の所に緑で書いてありますが、以上のように、取得予定地については、面積約1, 720㎡で2者分です。取得費用約4, 700万円で計画します。ただし、計画・設計において著しく面積が不足するおそれがあるときは、ほかに取得することを検討しますという書き方になって、先ほどの図の2者になっているという形です。

どうでしょうか。

【江渡委員】

いいです。

【戸澤委員長】

よろしい。

【江渡委員】

はい、いいですよ。

【事務局 西館】

18ページに移りまして、新庁舎の事業費と財源のところで概算事業費を出しているページになります。前回の会議の内容を受けまして、2者からの用地取得で仮設庁舎（設置工事）を無いものとして、一部、第2庁舎から第3庁舎に引っ越しをして第2庁舎のところ（敷地）を使いつつ（工事を進める）というような費用を載せてあります。

全部は読みませんが、1設計・調査費は6, 400万円くらい、2工事費はプレハブ等が無くなりまして、16億5, 692万8千円です。3工事監理費が2, 000万円、4用地買収費が2者分となりましたので5, 580万円、5備品購入費は前の計画から一緒に8, 000万円としております。6システム移転費が2から3庁舎と書いてありますが、内装が200万円くらい、システムが500万円くらい、新庁舎へ移るときは2, 200万円くらいで合わせて2, 900万円となります。7各種申請手数料は2つ合わせて180万円くらい。合計では19億700万円余りということになります。

ここで、今日追加になりました資料5を準備してください。これは比較資料で平成30年度に建設場所を新町地区にして実施設計して予算取りしたところまでの価格になります。前回は比較するときには本町には解体費用を見ているのに、新町には解体費用がないという状態で計算しましたけれども、こちらは1設計調査費が5, 325万円くらい、2工事費が19億780万円くらい、3工事監理費が1, 980万円くらい、4用地買収費が1億2, 000万円くらい、5備品購入が8, 000万円くらい、6システム移設費が

2, 200万円、各種申請手数料が180万円、合計で22億500万円くらいになっております。これは基本構想（修正案）の18ページに対応するような形になりますけれども、こちらも見ながら18ページの内容はいかがでしょうか。

【戸澤委員長】

比較になりますけれども、分かりますよね。

【山崎委員】

金額についての質問ですがよろしいですか。

地質調査の箇所数ですが、新町で5箇所、こっち（本町）で7箇所というのは多いかなと思います。地質的にはそんなに7箇所も5箇所もやらなくても、構造設計のほうでは大丈夫かなと思います。3箇所程度でも問題はないのかなとは私自身は思います。

【事務局 西館】

N値が、早くどこかで取れるのが分かれば、割と本数が減らせるのかなと思います。

【山崎委員】

杭の計算というのは一番悪いところで計算するので、ここは30mだ、ここは32mだ、ではなくて一律で杭の長さが決まるので、こんなにやらなくてもいいのではないですか。

【事務局 西館】

新町のほうは終わっているというのがありまして、実際には本庁舎分の真ん中と角々の3箇所やって、後は車庫と倉庫の下をそれぞれやって5箇所やりました。今の本町地区に関しては本庁舎の分を四つ角と真ん中の5つ、車庫と倉庫の分7箇所です。それが最大で、お話があったように数値が早く取れるとかいろいろ分かれば途中で止めますので、予算では7本分を計上しています。

【山崎委員】

あともう一つ。確認申請を出すときはこちらの旧庁舎の敷地を入れますか、入れませんか。例えば仮庁舎も申請の面積に入れると解体は新庁舎ができてからの解体になるので、仮使用申請という形にすると思うのですが、そうすると仮使用申請の手数料も掛かってくると思いますので。その辺は設計になってからと思いますが、頭に入れておいたほうがいいかと思います。

【事務局 西館】

現在、資料5で180万円となっているものをこちらで倍とかにはできないので、同じく180万円にしておりますが、今のような想定で申請手数料が嵩むことがあります。それは設計を進めながら必要な分を予算化させていただきたいと思います。

【江渡委員】

いいですか。

【戸澤委員長】

はい、どうぞ。

【江渡委員】

この資料について間違いはないが、この前、第1回目のとき解体費を入れていたと思うが、今回は入っていないですね。入っていますか。

【事務局 西館】

入っています。

【江渡委員】

入っている、解体費。

【戸澤委員長】

説明して。

【事務局 西館】

工事費の計の一つ手前くらいに入っています。

2番の現有庁舎解体費が9,800万円くらいです。

【江渡委員】

そうすれば両方入っていると。

もう一つは防災無線の鉄塔。パターン3の場合、鉄塔は移す予定なの、移さない予定なの。

【事務局 西館】

この工事費は移さないものとしての工事費です。

【江渡委員】

パターン3は鉄塔はあまり金がかからないと。一部、配線その他で掛かるだろうけれども。この資料5については鉄塔を移さないで、調査・設計で確か1,200万円くらいでしたか。

【事務局 西舘】

はい。

【江渡委員】

ケーブルを埋設するに7,000万円か8,000万円掛かったと思うんだよね。それが資料5の中には入っていないよね。

【事務局 西舘】

はい。

【江渡委員】

それで役場庁舎を新町に持っていく場合は掛かる経費ですよ。それは入れるべきであると思うが、入っていないのはどういうことなのかなと。

【事務局 西舘】

改正前というか平成29年度の基本構想もそうなんです、18ページの下に※で4行くらい書いてあるのですが、引越し費用や防災無線の設備、或いは環境エネルギーの設備や特殊備品を含みませんよと説明したうえで、工事費を出しています。どちらも同じように平成29年度に作ったものも今回作るものも同じように含まないというのが、※のルールで仕訳させていただいておりました。

【江渡委員】

それは含まないというけれども、掛かるんだよね。

【事務局 西舘】

掛かるのは掛かります。

【江渡委員】

今回は掛かる金額は0ではないよね。場所が決まったところに引越しするのであれば、それなりの分は掛かるであろうと。この分の予算でやったけど後でそれが超えたということ、予算の立て方どうなっているんだと。掛かるだろうと思うものはちゃんと書いておいたほうがいいのではないかと。

【戸澤委員長】

もし載せれば何か問題ありますか。

【事務局 西館】

委員の皆様負担を掛けないう基本構想としてお作りできる分だけは作っていただいて、関連するものとして防災無線もそうだし、コンピューターのシステム類もそうなんですが、いろいろ関連して掛かります。それも全部拾い上げてこの委員の皆様で見積もり取るというのは大変だと思いますので、基本構想作るために必要なところを拾いました、あとの関連して出てくるものは想定によってはいろいろ変わるので除きましたという形でまとめているのが平成29年度からの流れなので、まず、負担を考えながらこのような内容でまとめたいというのが事務局の考え方です。

【江渡委員】

一言そのように言ってもらえれば私も聞かなくていい訳で。まあわかりました。

【戸澤委員長】

ここの数値は出ているんでしょ。載せるかは別にして。

【事務局 西館】

無線自体は、移設関係は8,000万円くらい掛かるだろうとありますけど、鉄塔自体を動かす、動かさないとかが変わりますし、また、どの程度どの機械を入れ替えるかは、詳細に設計をしないと出ません。この辺は防災無線担当課とかを入れてやらないと出ないので。

【江渡委員】

防災無線も機械を取り替える時期なんだよね。

【事務局 西館】

もうきています

【江渡委員】

だから、新庁舎を建てる建てない関係なく防災無線については膨大な金が掛かる予定になっているんですよね。将来的に。

【戸澤委員長】

まあそれは別な話だから。

【江渡委員】

はい、分かりました。はい、了解。

【戸澤委員長】

説明があったように（特殊）備品とか様々付随してくる予算はここから省いて、大まかの基本構想だけという考えで進んでいきましょう。

【岡山委員】

資料5 比較資料の事業費と今の概算事業費を比較すると3億円削減になっている訳であるが、我々としては結構なことだと思います。

【戸澤委員長】

前の計画より3億円も削減になっている訳だから、これは委員会の成績だと思いますよ。

【江渡委員】

委員長の努力があったからではないですか。

【戸澤委員長】

いや、私は。

（笑い声）

【戸澤委員長】

では、次に進みましょう。

【事務局 西館】

引き続き19ページに入ります。

このページはパターン3、2者からの購入で仮設庁舎がない場合をベースに数字を入れ替えております。概算事業費を上を書いてありますが、先ほど言ったとおり19億円くらい、2行目くらいに起債の対象になるのが16億円くらい、中ほどに表15がありますが、こちらは事業費を分解すると基本設計から各種申請手数料まであって19億円でそのうち起債を借りられるものは2行目の建物の設計・工事と監理費、こちらに入りまして、起債としては14億5,000万円くらい、合計のところで見ると起債以外は4億4,800万円くらいで、庁舎建設基金で賄われます。

そして、原子力立地給付金を原資とします庁舎建設基金の活用によりまして、今後の財政運営に影響を与えることなく庁舎建設事業を実施すると結んでおります。

このページはこれでよろしいですか。

【江渡委員】

はい。

【岡山委員】

はい。

【戸澤委員長】

どうぞ。

【岡山委員】

実際、新町の庁舎建設が休止の関係でまた基金2億円くらいくるのですか。

【事務局 西舘】

基金2億円くらい。

【戸澤委員長】

2年貯まっていく。

【事務局 西舘】

ああ、1年に1億円くらい貯まりますので、休止期間中の積立額は。

【戸澤委員長】

次に進みます。

【事務局 西舘】

そうすれば、20ページもパターン3の事業費を基にして、表を変えました。

各年度に元年度から6年度までですけれども、順々に進んでいって事業費がどのくらいどこで掛かるのか。緑で書いてあるのが今回変わっていますけれども、用地の買収などが令和2年度に予定されておりましたが、これが1億円あまりから5,580万円程度に変わって、工事関係のプレハブも変わっております。事業費の合計、令和2年度が8,600万円くらい、令和3年度が4,000万円くらい、令和4年度に5億円くらい、令和5年度に6億5,000万円くらい、令和6年度に6億3,000万円くらいのベースで事業が行われることを分解して書かれてある表になります。

【戸澤委員長】

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

【事務局 西舘】

そうすれば21ページに入ります。パターン3の地方債の借入総額から計算して入れ替えて、借りた額を何年度にどのくらい償還していくのかという表になります。それで、一番下の4行くらいを読みますが、地方債の償還に関してはピーク時で8,450万円程度になります。地方交付税に算入される分25%を引きますと実際の負担額は年間6,400万円ぐらいとなりますと結んであります。

このページはこれでよろしいですか。

【戸澤委員長】

よろしいですね。

（「はい」という声あり）

【事務局 西舘】

そうすれば、修正案全体的に言い忘れたとかありましたら。
遡ってもいいので確認したいところがあれば。

【戸澤委員長】

何か思いついたところありますか。

【事務局 西舘】

そうすれば、基本これでまた修正案をきれいにしまして、皆様に次の会議までにお届けすることと、一つご提案ですが、資料5でお配りした比較資料をこれも基本構想と一緒に付けたほうが分かりやすいですかね。

（「はい」という声あり）

じゃあこれもセットで答申に入れるようにします。

【戸澤委員長】

一応、皆さんからご審議いただきました。どうですか、次あたりでまとめられますか。

【事務局 西館】

こちら清書したものを次の会議で直しが無い状態になれば、答申の準備に入ります。

【戸澤委員長】

もし、順調にいくのであればもう1回最後の委員会ということで、事務局の都合もあるでしょうが、進めていきたいと思います。

【江渡委員】

はい。意義ございません。

【手間本委員】

委員長、確認してよろしいですか。

【戸澤委員長】

はい。

【手間本委員】

15ページの新庁舎の建設候補地ですね、(1)の建設候補地の選定というのがありまして、4行目ですか、なお、今後、本町地区での建設計画・設計を進めるにあたって重大な課題がある場合、この課題というのはどういうことを意味されているのですか。

【戸澤委員長】

これということとは言えないよね。

【事務局 西館】

課題は主にコスト等のことだと考えています。

【手間本委員】

用地とかも考えられるということですね。

【事務局 西館】

用地が手に入らないとかも入ります。価格が折り合わないとか。

【手間本委員】

そういうことも含まれているということですね。

【事務局 西館】

はい。

本町を中心に進めていって用地の交渉をして、そこでの設計をしたり工事する前に地中の構造物がないか確認をします。それですんなりとって、工事の締結の議案を議会にお諮りするところまでいければ、行くと思います。その前でだめであればだめだし、また、工事議案がやっと可決した状態になったらもう新町のほうはこれで使わないということで、地方債の取り下げとかをしたいと思いますし、その取得してしまった用地の使い道を決めることになります。

【戸澤委員長】

その説明でよろしいですか。

【井口委員】

いま土地の話が出ましたが、その土地はどの程度まで話が進むのですか。

【事務局 西館】

町のほうでは地権者さんの土地を対象として新庁舎の計画を立てていますと、どこまで取得するかは委員会などに委ね検討中ですが、それにあたって測らせていただきたい、価格の鑑定評価をしたいということと、補償費の算定をさせてほしいので申告書類と建物を実際に見せていただきたいということで、作業としては来週の9日から入ります。そこまでは話をしていますが、買うとははっきり言っていない段階です。

【井口委員】

重要なところだと思います。ここがだめであれば新町になりますよね。土地が取得できないと新町にとありますよね。

【事務局 西館】

検討しますという形で結んでおります。

【井口委員】

すごい重要なことですよね。

【事務局 西館】

重要です。

【井口委員】

課題というのはきちっとしておいたほうが。土地の問題もあるしお金の問題もあるし。新町で建てるよりも安くしたいという意向もあるわけですから。もし、どこの段階でだめであれば止めるのか、設計のどの段階でだめならば止める。そうしたときに市町村役場機能緊急保全事業の期限が来年の3月ですね、実施設計が。それ以前に結論を出さないといけないですよ。この時期はいつになりますか。

【事務局 西舘】

はっきりは分かりませんが・・・、6月くらいまでに・・・

【戸澤委員長】

私達の答申案が町長に届けられて議会でそのことが審議されて、予算の問題でも、例えば10万円としていたのが13万円になって、そのプラス分をどうするのか予算と議会がどう判断するかなんですよ。ただ、建てられないような重大なものが出てきたとかは特別けれども、予算とかは変動があるし、議会が判断するものだから。スタートの時から意見がずれたのはまず、お客さんにここをこういうふうを考えるけれども売ってもらえますか、金額は別にして、そこを先に確認するのは議論したが、行政は行政の立場としてこうだと進んできました。それは今月中に終われば答申のもと即、議会に諮られると思います。議会にも検討委員会がありますから。我々が決めたのは100%とおる訳でなくてあくまでも町民の想いということで要望で行くと思いますので。

【事務局 西舘】

発言してもいいですか。

【戸澤委員長】

はい、どうぞ。

【事務局 西舘】

先ほど分かりませんと言ったのは、何月か分かりませんの誤りです。概ね6月くらいに鑑定評価の結果とか、用地の交渉とか進みます。その時にある程度のが分かって、委員長がお話ししていますように、支障があればこの委員会にもお話ししますし、議会の委員会にもそれなりの報告をして、そこからどういう向きになるか進めないと。

【戸澤委員長】

暫時休憩をします。

【戸澤委員長】

再開します。他ありませんね。

なければ今日はこれで終了します。

【事務局 西舘】

まだあります。

資料3について整理させていただいて次回までにお送りします。

資料4に入りますが、答申書の案です。後ろから順に説明をします。3ページが1月15日に野村町長から諮問された内容になります。こちらについては2つについて意見を求めていますので、1枚戻って2ページをお願いします。2ページは町長の諮問に対して委員会でどのように答申するかを概ね書いたものです。読んでいきます。

当委員会では、諮問された

① 町民に求められている役場庁舎の姿とはどういうものであるのか

② 「新庁舎建設に関するアンケートの集計結果」と「改正前基本構想」の相違をどのように整合させるべきかの2つについて、検討してきました。

各委員からは様々な意見が出されましたが、当委員会の検討結果としては、①については、町民アンケートに多く書かれ、望まれていることを実現できる庁舎が、町民に求められている役場庁舎の姿であろうと推察し、②については、「町民アンケートの集計結果」と「改正前基本構想」の相違を別添1のように取りまとめ、「建設予定場所」と「新庁舎の大きさ」が主な相違点であると洗い出し、改正前基本構想の修正を進め、別添2の「野辺地町新庁舎建設基本構想（修正案）」のとおり整合させるべきだと判断しました。

主な修正事項は、以下のとおりです。

1つ目は場所のこと。2つ目は建設規模について。これは3,000㎡以内と書いております。これとセットになった別添1というのが2月13日のときにやりましたけれども、アンケートではこのように出てきたけれども、今の基本構想との違いますということを確認しているものが5ページくらいありますので、こちらの確認書と基本構想の修正案を添えて答申の形にしていきたいと思います。

こちらも内容を次の会議でもいいので、修正箇所があれば直して、答申する文書に整えたいと思います。以上です。

【戸澤委員長】

今の説明でよろしいですか。

【江渡委員】

はい、いいです。

【事務局 西館】

次回（の会議開催は）、いつくらいにしますか。

【戸澤委員長】

3月18日くらいどうですか。

【岡山委員】

もっと早いほうがいい。

【戸澤委員長】

準備できる。

【事務局 西館】

今日（事務局提出案に）直しがないので準備できます。

【岡山委員】

定例会が終わる前がいい。

【戸澤委員長】

そっか。

【事務局 西館】

議会が10、11、12日と16日です。

【江渡委員】

これは別個にやったほうがいい。

【事務局 西館】

13日は野中の卒業式とかがあって。

【戸澤委員長】

定例会中だと面倒くさいな。終ってすぐの18日どうです。

【江渡委員】

いいです。

【戸澤委員長】

次回は18日という予定を組んでみます。次の委員会までに希望とかありますか。
ないようですのでこれで終わります。お疲れ様でした。